第１０８号議案

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１２条及び第１９条第３項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない豊川市水道事業が施行する水道の布設工事及び当該監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）が有すべき資格並びに豊川市水道事業が管理する水道の技術上の業務を担当させるために置く者（以下「水道技術管理者」という。）が有すべき資格を定めるものとする。

（布設工事監督者を配置する工事）

第２条　布設工事監督者を配置する水道の布設工事は、法第３条第８項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

⑴　１日の最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

⑵　沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第３条　布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

⑴　大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）をいう。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、２年以

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、前号に規定する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　学校教育法による短期大学又は高等専門学校（以下「短大等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高校等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号に規定する学科目を修めて卒業した者にあっては１年以上、第１号に規定する学科目以外の学科目を修めて卒業した者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目又は課程を同表中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学科目又は課程	学校	年数
土木工学科又はこれに相当する課程における第１号に規定する学科目	大学	2
土木工学科又はこれに相当する課程における第１号に規定する学科目以外の学科目	大学	3
土木科又はこれに相当する課程	短大等	5
	高校等	7

⑺　１０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑻　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次

試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第４条　水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

⑴　前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

⑵　大学、短大等又は高校等において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者にあっては４年以上、短大等を卒業した者にあっては６年以上、高校等を卒業した者にあっては８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　大学、短大等又は高校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者にあっては５年以上、短大等を卒業した者にあっては７年以上、高校等を卒業した者にあっては９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目を同表中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学科目	学校	年数
土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	大学	4
	短大等	6
	高校等	8
工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	大学	5
	短大等	7
	高校等	9

⑸　１０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びにその者及び水道技術管理者が有すべき資格を定める必要があるからである。